震災後に考える

早稲田大学·震災復興研究論集編集委員会 [編] 監修▶鎌田 薫

東日本大震災と向きあう

の分析と提言

行動する!

早稲田大学出版部

震災後に著える

早稲田大学·震災復興研究論集編集委員会[編] 監修▶鎌田 薫

東日本大震災と向きあう

の分析と提言

After the 3.11 Disaster: Waseda's 92 Analyses and Suggestions

Edited by Waseda University "After the 3.11 Disaster" Editorial Committee

Editorial Advisor:

Kamata, Kaoru

Editor-in-chief:

Fukazawa, Yoshiaki

Editors:

Honda, Keiko Matsuoka, Shunji Nakagawa, Takeshi Negayama, Koichi Sasaki, Hiroo Shibayama, Tomoya Soda, Osamu Suami, Takao Suga, Koichi

First published in 2015 by Waseda University Press Co., Ltd. 1-9-12 Nishiwaseda Shinjuku-ku, Tokyo 169-0051 www.waseda-up.co.jp

Uchida, Sunao Urano, Masaki

© 2015 by Waseda University

All rights reserved. Except for short extracts used for academic purposes or book reviews, no part of this publication may be reproduced, stored in a retrieval system or transmitted in any form whatsoever—electronic, mechanical, photocopying or otherwise—without the prior and written permission of the publisher.

ISBN 978-4-657-15003-5

Printed in Japan

本 PDF 版は、ご執筆者向けの抜粋版になります。<u>『震災後に考える</u> <u>東日本大震災と向きあう 9 2 の分析と提言</u> <u>の完全版のご購読にあたりましては、早稲田大学出版部(Email: waseda-up@list.waseda.jp</u> / TEL: 03-3203-1551)までお問い合わせください。

目 次

	はしがき―――	鎌田	薫	ξ —	– iii
	執筆者紹介 ——— xii				
	第1部 被災の状況と災害への対応 1				
1	東日本大震災の津波高さと被害分析に基づく今後の津波防災策の検討				
		柴山	知也	ī	— 2
2	東日本大震災における海岸堤防の被害と被災メカニズム ――――	三上	貴仁	<u>.</u> —	- 10
3	東日本大震災における液状化による地盤災害状況と対策技術 ———	赤木	寛 -	-	- 22
4	モービルマッピングと広域被災状況 — 石川 貴一朗 = 山本 耕平	= 坂下	裕明] —	- 39
5	災害時の学校・学級の役割	- 河 村	茂雄	È	⁻ 49
6	大震災と流通・小売業 日常生活の回復と維持 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- 川 邉	信雄	È	- 58
7	エネルギー多様化による災害時の物流確保 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	永井音	色之介	·	- 69
8	災害後の環境汚染とその対策	- 香村	一夫	ŧ	- 79
9	東日本大震災後の電力システムと新しいパラダイム ――――	- 林	泰弘	<u> </u>	- 89
10	巨大災害による人命被害を低減するための減災都市・まちづくり ――	- 有 賀	隆	£	- 98
11	複合災害下における被害の実相と被災者意識の生成・再編成 二重の分断線の渦中にある〈いわき〉に焦点を当てて — 川副 早央里	= 浦野	·正棱	ł —	109
12	津波被災地域の安全対策と地域社会の持続可能性 地域開発から地域復興までの長期的な地域変動過程から ―――― 野坂 真	= 浦野	・正棱	ł —	124
	第2部 原子力発電所事故をめぐって 137				
13	原子力発電所の耐津波設計と対策 — 濱田 政則	= 久野	通也	์	138
14	原子力発電所事故に起因する地盤汚染の技術的対策と社会的受容性 ―	- 小 峯	秀雄	È	149
15	大震災と放射能汚染 福島県の里山に大気沈着した放射性物質の動態と除染				
	————大河内博 = 黒島碩人 = 緒方裕子 = 岸本彩	= 片	岡 淳	<u>.</u>	160

16	原発事故をめぐる被害の構造と認知
	浪江町住民調査の結果から ――――和田 仁孝 = 西田 英一 = 中西 淑美 ―― 169
17	福島原発事故賠償の課題 ――― ※路 剛 久 ― エアア
18	東日本大震災被災者支援と「法の支配」
	東日本大震災復興支援法務プロジェクトの活動と浪江町 ―――――――――――― 須 網 隆 夫 ―― 188
19	原子力安全規制改革の技術的評価 日本の原子力規制が国民の信頼を得るためには
20	原子力安全規制改革の法的評価 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
21	脱原発とエネルギー政策の転換への道 ドイツと日本の比較から ――― 坪 郷 實 ― 219
22	ドイツの脱原発は如何に実現されたか —
	第3部 避難者と家族・子どもが直面する問題 243
23	原発事故被災者の精神的ストレスに影響を与える社会的要因
	失業・生活費の心配・賠償の問題への「社会的ケア」の必要性 ―――― 辻 内 琢 也 ―― 244
24	福島からの避難者の心と支援について — 松 村 治 — 257
25	福島原発事故による県外避難者の住環境評価と意向 — 石川 則子 = 小島 隆矢 — 267
26	原子力発電所事故による県外避難に伴う近隣関係の希薄化と支援 ―― 増田 和高 ― 277
27	福島県浪江町における広域分散避難からのコミュニティ復興
28	「原発事故関連死」――命の重さを問う 『福島民報』のキャンペーン報道 - 佐 藤 光 俊 ―― 298
29	福島県の子育て世帯はいかに避難を決定したか 家族危機の観点から — 白神 晃子 — 302
30	震災直後の避難に伴う家族と子どもの心理
31	避難家族と子どもたちの適応 地域との関係を踏まえて
32	コミュニティ単位での入居と ICT の利用が社会的孤立に与える影響

第4部 コミュニティの再建と文化 347 34 文化遺産の継承とコミュニティにおける自然調和思想の再生 ———— 中 川 武 — 356 35 岩手三陸地方の共同体の変容と地域の伝統芸能 黒森神楽の巡行を通して ―――― 36 阪神・淡路大震災 20 年から東日本大震災を考える レジリエンスとソーシャル・キャピタル ——— 37 漁業集落における生活と生業の一体性に配慮した復興計画アセスメント ----- 佐藤 宏亮 = 後藤 春彦 ---- **38**6 38 防災の知恵とは何か? 歴史的市街地に学ぶ防災システムへの魂の入れ方 ---- 長谷見 雄二 ---- 306 39 千年村プロジェクトの射程 ——— 40 復興支援者・地域コーディネーターの学びあうコミュニティづくり 震災とジェンダーの視点から ――――― 村田 晶子 = 天野 和彦 = 矢内 琴江 ―― 417 41 大震災を想定した協働復興模擬訓練と事前復興まちづくり — 佐藤 滋 = 阿部 俊彦 — 427 42 津波被災市街地におけるまちづくり市民事業の可能性 気仙沼市内湾地区を事例として — 阿部 俊彦 = 佐藤 滋 — 436 43 復興まちづくりにおけるナラティブ・アプローチ 岩手県田野畑村における映画づくりワークショップを事例として ―――――― 沼 田 真 ― ―― 446 第5部 復興のための制度と法を考える 459 ———松岡俊二——46o 44 フクシマとレジリエンスとサステナビリティ ——— 45 危機対応のための制度の設計と社会的選択 ———— ——川岸 令和——₄₈₅ 46 情報の自由と災害復興後の民主的意思形成 — 47 復興費用の推定 -----48 被災自治体の再建 行政経営に求められる戦略計画プロセスへの転換 --- 早稲田大学パブリックサービス研究所 --- 5o6

49	災害復旧・復興をめぐる広域自治体連携 ―――― 稲継 裕昭	= 大谷 基道 — 5	19
50	緊急事態における権限分配と意思決定 東日本大震災から考える ―――	- 水島 朝穂 5	29
51	災害対策法制度の課題 災害ボランティアと公的機関の協働に向けて ―――	-中村民雄5	42
52	企業破綻処理法制と東日本大震災 事業再生そして地方再生の視点から —	-加藤哲夫5	53
53	東日本大震災からの復興と環境政策の変容 漂流するサステイナビリティ論 —	-吉田 徳久5	62
54	社会的記憶と震災 気仙沼地域の復興計画事例 — 土方 正寿	失 = 藤原 整 ── 5	74
55	コミュニティ・レジリエンスの適応可能キャパシティ 2011 年津波後の日本沿岸地域の分析 ————————————————————————————————————	-早田 宰5	86
	第6部 専門知の力を活かす支援 597		
56	大学における防災教育 早稲田大学教育・総合科学学術院の取り組み ―――	-本田 恵子5	98
57	災害時と非災害時の両面で役立つアジア国際病院船の実現に向けて	-浅野 茂隆6	15
58	津波被災地のインフラ復興における NPO の役割	= 濱田 政則 6	23
59	東日本大震災を契機に始まったメンタルヘルス・プロモーション ――	- 竹中 晃二6	34
60	災害復興と子ども支援 レジリエンスと PTG に基づく子ども参加支援 ――	- 安部 芳絵 6	46
61	福島県における「親子ふれあい遊び」「乳幼児健診」への東京からの受験を表現している。 藤原 恵美子 = 飯田 緑		56
62	被災者支援に取り組む NPO 法人スタッフのトレーニングプログラム その効果と CIS 予防 ———————————————————— 高野 光司 = 遠田 将力	大 = 塚原 望6	66
63	気仙沼大学ネットワークが果たした役割と課題 ――――	- 藤 原 整 6	74
64	福島県への緊急スクールカウンセラー派遣事業とバックアップ体制 —	石川 悦子6	84
65	アスリートの思いと被災地域の希望をつなぐ 日本アスリート会議 — 間野 義之	= 古川 拓也 — 6	95
66	トップアスリートによる継続的な被災地支援 — 長塚 智広 = 児玉 有子	= 平田 竹男 — 7	10

67 希望という名の"なつかしい未来"なる彼岸へ 陸前高田におけるソーシャルビジネス による創造的復興の試み — 町野 弘明 = ソシオ エンジン・アソシエイツ — 719

	第7部 学生ボランティアの展開 733	
68	学生・教職員・校友の協働による早稲田型ボランティアの展開 WAVOCによる震災ボランティア全記録 ————	-外川 隆734
69	災害時における学生ボランティアの意義 ————	-西尾雄志751
70	学生ボランティアの役割 被災地域の諸条件と復興フェーズへの対応 ――	-加藤 基樹 759
71	気仙沼の防潮林再生計画とその支援活動 育苗を通じた被災地と支援地域の互恵的関係の構築 ———————	-廣重剛史—-769
<i>7</i> 2	半島部被災地の復興とよそ者 住民と学生ボランティアの相互変容 ———	- 秋 吉 恵 778
<i>73</i>	福島の高校生への学習支援 「福島差別」に対する大学生ボランティアの可能性 ————————————————————————————————————	- 兵藤 智佳789
74	体育各部による復興支援活動としてのスポーツ交流 ――――	橋谷田 雅志 — 798
<i>75</i>	早稲田スポーツと復興支援 稲魂卓久会と東京六大学応援団連盟の活動 ――	- 葛西 順一—— 809
76	被災地における教育の再生 「鎌倉てらこや」「全国てらネット」の復興支援活動から ——— 池田 雅之	= 小木曾 駿 —— 813
	第8部 災害を見つめ記録し伝える 823	
77	被災者と詩の言葉 須藤洋平の詩集を読む ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- 堀内 正規 —— 824
<i>78</i>	災厄の後のエクリチュール ジョルジュ・ペレックから出発して ――――	-後藤渡——835
<i>79</i>	失われた風景と残った風景 福島での絵画取材で考える —	- 藪 野 健 843
80	水俣の経験を活かす防災・減災の教育プログラムの構想 顔の見える,声が聞こえる記憶の継承を目指して ————————	-金井 景子——853
81	風化との闘い 被災地の地方新聞の震災報道 追悼企画「忘れない」と関連調査報道から ―――― 榊 悟 =	下屋敷 智秀 —— 866

82	福島県相馬地方の復興遅れの実相 除染・風評・汚染水難題は山積する —	- 寺島 英弥 876
83	原発事故報道の構造を読み解く 災害初期報道のあり方を考える契機として ————————————————————————————————————	- 瀬川 至朗 884
84	福島第一原子力発電所事故をめぐる情報メディア環境の問題点震災直後のテレビ報道800時間の検証から	- 伊藤 守898
85	新聞は大震災を正しく伝えたか 教育学部新聞学ゼミの研究プロジェクトとその軌跡 ————————————————————————————————————	- 花田 達朗 909
	第 9 部 世界の中の東日本大震災 921	
86	災害と国際社会 国際社会の災害救援と東日本大震災からの教訓 ————	一太田 宏— 922
87	3.11 後の日本とアジア — — — — — — — — — — — — — — — — — —	一山 田 満 — 934
88	災害後の日本政治経済システムの変容 関東・戦後・阪神淡路・東日本大震災の比較分析 ————————————————————————————————————	-金 暎根943
89	Performance of Bridges during the 2011 Tohoku Tsunami in Japan	– Ioan Nistor —— 961
90	Impact of the Great East Japan Earthquake on Mental Health and Psychosocial Outcomes — Eugene F.	Augusterfer — 973
91	日本語を学ぶ子どもたちの震災後 心とことばの学習を支える実践研究 ————— 川上 郁雄 = 人見 美佳 = 上原 龍彦 = 大森 麻紀	= 本間 祥子 —— 984
92	大震災と Waseda Vision150 ————————————————————————————————————	- 橋本 周司 993
	東日本大震災の多くの被災者のみなさんに心を寄せて あとがきにかえて ————————————————————————————————————	-深澤 良彰 — 1001

緊急事態における権限分配と意思決定

東日本大震災から考える

水島朝穂

1 はじめに──大震災があぶりだした統治の現実

東日本大震災は、被災正面が直線でも500キロ以上、交通・通信・電力・物流など高度に発達したネットワークが破壊され、その影響は一国的な規模を超えて、先進国を襲った災害としては「歴史上類例のない複合被災」とされた。死者・行方不明者が2万人近く、現在も多数の人が避難生活を続けている。

筆者は、震災の翌月、原発 20 キロ圏の南相馬市から、石巻市、女川町、南三陸町、気仙沼市、陸前高田市、大船渡市、釜石市、そして大槌町・吉里吉里地区まで、約800 キロを移動して、震災の現場と救援・復旧活動を取材した。

この未曾有の大災害の現場を目の当たりにして、1995年2月に神戸市長田区の現場を訪れた時とはまた違ったショックを受けた。それは見えない放射能への恐怖だった。郡山市から県道相馬浪江線を走っていて、放射線防護服を着た機動隊員に車を停止させられ職務質問を受けた。5日前に災害対策基本法による「警戒区域」になったことを告げられ、立ち入りを制限された。緊急の救援、復旧の活動の前に放射能の見えない壁が立ちはだかるのを肌身で感じた。この大災害については、田中正造流に表現すれば、地震・津波(天災)と原発(人災)による「合成(複合)加害」という視点が有効だろう。

オスナブリュック大学における「3.11」シンポジウムで、平和学者 J. ガルトゥングは「フクシマ 3.11――歴史的転換点か」という報告を行い、「3.11」を地震・津波・原発事故の「三重のカタストローフェ」と呼ぶ。そして、フクシマ原発の炉心溶融を、「自家製の、直接には自らの政治・行政的誤決定に起因する日本的カタストローフェだった」としつつ、「日本的ニュークリアリズム」が「民主的コントロールを免れた、全能の権力の担い手としての政官財、その鉄の三角地帯の支配モデルであ

¹ 外岡秀俊(2012)『3·11 複合被災』岩波新書, 15 頁。

² 水島朝穂 (2012)『東日本大震災と憲法――この国への直言』早稲田大学ブックレット《「震災後」に考える》9, 早稲田大学出版部,参照。

³ 外岡 (2012) 96-97 頁。

る」と指摘する。ガルトゥングのいう「民主的コントロールを免れた日本的核権力」といかに向き合うか。東日本大震災があぶりだしたこの国のかたちの現実がある。

それと同時に、この大震災は、この国の統治と政治のありようを鋭く問い返すものともなった。

② 権限分配の規範的統制

1 緊急事態条項の不在の意味

阪神・淡路大震災の時もそうだったが、大規模災害が起こるたびに、日本国憲法の緊急事態条項の「不備」が政治家やメディアによって語られることが常である。「3.11」においても例外ではなかった。言うまでもなく、日本国憲法には国家緊急権についての条文は存在しない。これを「あるべきものがない」という意味で「欠缺」ないし「欠陥」と見るか、それとも、戦前の大日本帝国憲法下の戒厳や天皇非常大権、緊急勅令などへの反省と教訓から、緊急権の制度に対して距離をとるとともに、前文・9条の徹底した平和主義から、軍事装置に特別の権限を付与する緊急権についてあえて「沈黙」し、抑制的な態度をとったと見るかで議論は分かれる。

一般に、緊急事態に対処する際、① 憲法にあらかじめ緊急事態に対処する例外的な特別権限を政府に与える規定を置いておく、② 憲法上の手続に従い、議会が政府に臨時に全権を委任する、③ 憲法上の明文の授権規定がない場合に、政府が超憲法的な権限を行使して事後的に議会の免責を受ける、という三つのパターンがよく指摘される。

緊急事態条項を憲法に導入する場合でも、全権委任の強大な例外的権能が執行権に与えられるため 副作用や反作用が大きく、どこの国でもその誤用・濫用の経験の一つや二つは持っている。だから、

写真 1 災害対策基本法に基づく「警戒区域」設 定の5日後, 県道34号相馬浪江線にて (2011年4月27日)



(出所) 筆者撮影。

それぞれの国の憲法には、濫用などを防ぐための「安全装置」がさまざまにセットされている。例えば、「制度化された緊急権の完成形態」ないし「徹底的に規範化された緊急権」とされるドイツの場合、1968年の第17次基本法改正によって、実は緊急権濫用を防ぐ「憲法的安全装置」が随所に仕掛けられていたことは見逃せない。緊急事態の認定権はギリギリまで議会に留保され(両院選出の48人の合同委員会〔非常議会〕がその3分の2で認定)、緊急事態下でも連邦憲法裁判所の活動も妨げられない等々、「緊急事態立法の制定者が本来意図したことの95%は実現しなかった」(H.リッダー)と評されるまでに無害化された緊

⁴ Galtung, J. (2013) "Fukushima 11. März: ein historischer Wendepunkt?" in Széll, G. und R. Czada (Hrsg.), Fukushima-Die Katastrophe und ihre Folgen, S. 78.

⁵ 水島朝穂(1995)『現代軍事法制の研究』日本評論社、196-208頁。

6 急事態条項となっている。

日本の場合,憲法に緊急事態条項が存在しないが,それは大規模災害など,国民・住民の生命や財産に対するカタストローフェが発生した場合の対応をしなくてよいということを意味しない。通常のシステムでは克服しがたい事態が生じたとき,平常時の統治の仕組みを一時的に組み換え,国会,内閣,裁判所に割り当てられている権限を,一時的に再分配する方式には実はさまざまな形態がある。そして,そのような緊急の事態における意思決定を,その事前プロセスを適切に組み込むとともに,事態終了後にチェックすることの重要性も

写真 2 南相馬市災害対策本部の会議(2011年 4月27日)



(出所) 筆者撮影。

また、国家の立憲的・民主的統制という点で、憲法学の基本的な課題であり続けている。

参議院の緊急集会(54条2項但し書「国に緊急の必要あるとき」,3項)の位置づけをめぐっても憲法学上議論があるところだが,憲法制定過程では「我が国の如き天災多き国に於」ける「不測の災害」への対応としての「常置委員会構想」というものがあって,「天変地異」への対応について,憲法は折り込み済みだったとも考えられる。憲法の緊急事態条項に対する「沈黙」は「完黙」(完全黙秘)では必ずしもないことに注意すべきだろう。地震国日本の現実を踏まえれば,前文・9条において戦争事態(究極の人災)を起こさせないという徹底した平和主義を採用すると同時に,「天災」「不測の災害」のような事態に,帝国憲法のような緊急事態条項によってではなく,法律で対処する方式を選択したものと考えることが妥当だろう。

法律レヴェルでは、「緊急事態」という文言が随所に存在する。例えば、「警察緊急事態」(警察法71条)、「災害緊急事態」(災害対策基本法105条)、「原子力緊急事態」(原災法15条)、「重大緊急事態」(安全保障会議設置法2条10号)である。これに「防衛事態」(自衛隊法76条)、「武力攻撃事態」(武力攻撃事態法2条2号)、「治安出動事態」(自衛隊法78、81条)が加わる。もっとも、後者の四つは憲法9条との関係で鋭い緊張関係があるが、災害や原子力災害に対処する法制の憲法的正当性は否定できないだろう。

2 権限分配の規範的統制

各国の憲法の多くが憲法に緊急事態条項をもつことから直ちに、日本国憲法にもそれを設けるべき だという議論があるが、すでに述べたように日本国憲法の「沈黙」の意味は過小評価すべきではない。

⁶ Vgl. Seifert, J. (2001) "Die Notstandsverfassung im Grundgesetz," in Schneider, H.-P. (Hrsg.), Das Grundgesetz in interdisziplinärer Betrachtung, S. 175–189; 水島朝穂(2002)「緊急事態法ドイツモデルの再検討」全国憲法研究会編『憲法と有事法制』日本評論社, 41 頁。

⁷ 高見勝利(2009)「天変地異と憲法 | 憲法理論研究会編『政治変動と憲法理論』敬文堂, 20 頁。

⁸ 岩間昭道 (2011) 「日本国憲法と非常事態・環境保全」『ジュリスト』1427 号, 16-17 頁。愛敬浩二 (2013) 「国家緊急権論と立憲主義」奥平康弘・樋口陽一編『危機の憲法学』弘文堂, 176-178 頁。

2012年の自民党「日本国憲法改正草案」は、第9章に二つの緊急事態条項を置いている。その98条には、緊急事態の類型が三つ例示されているが、「大規模な災害」「内乱等による社会秩序の混乱」「外部からの武力攻撃」という天災、人災、究極の人災という性質の異なる事態が並列され、さらに「その他法律で定める緊急事態」という形で、拡大解釈が可能な仕掛けになっている。各国の緊急事態条項が、緊急事態の限定や慎重な列挙に熟慮のあとが見られるのと比べても、自民党の憲法改正草案のおおらかさには驚かされる。法律への委任も異様に多く、草案にはわずか2カ条で「法律の定める(ところにより)」という文言が8カ所も出てくる。憲法上の重要事項について、単純過半数により制定可能な法律に丸投げするのは問題だろう。内閣総理大臣への過度の権限集中など、先行する各種の「憲法改正試案」などと比べても、自民党改正草案は突出した専断性を有している。条文の設計が、既存の法律を無批判に、ときに大雑把、乱暴に転写したものになっている点も草案の危うさを示しているが、この草案が見落としている点がまだある。それが国際的視点である。

国際人権規約のB規約(自由権規約)4条のデロゲーション条項では、国民〔国家ではない〕の生存を脅かす公の緊急事態の場合、「締約国は、事態の緊急性が真に必要とする限度において、この規約に基づく義務に違反する措置をとることができる」としている。この「真の緊急事態」とは、①現在かつ急迫したものであること、②国民全体を巻き込むものであること、③人権の制限条項による通常の措置や規制では不適切なものであること、④社会の組織だった生活への脅威となる危険が存在していること、である。国家ではなく、国民や社会に対する具体的な脅威が条件となっていることに注目したい。各国が憲法や法律で緊急事態の措置を定める場合には、この自由権規約に適合的であることが要求されるわけである。自民党の憲法改正草案はこのような国際的なスタンダードから診てもかなり問題のあるものと言えよう。

緊急事態条項を持たない日本国憲法のもとで、東日本大震災をめぐって指摘される問題は、憲法の「欠陥」に起因するというよりも、災害対策法制とその総合的な運用の問題として検討されるべきだろう。以下、緊急事態における意思決定の問題を中心に論じていこう。

3 緊急事態における意思決定

1 内閣への権限集中の実態

緊急事態における意思決定が、平常状態の枠組みの延長で冷静にできるようにすべきか。緊急事態下における三権の権限分配の調整の上に、三権やその他の機関の関係性を、現代的状況の下でいかに整理し直すか、といった一般的な課題と並んで、個別具体的な対応のなかから抽出されるべき教訓がある。東日本大震災に際して、政府がとった初動の組織的対応はいかなるものだったのか。そこにどのような問題があったのか。具体的にみていこう。

阪神・淡路大震災の時までは緊急災害対策本部の立ち上げには「災害緊急事態の布告」(105条)が

⁹ 水島朝穂 (2013)「緊急事態条項」奥平康弘・愛敬浩二・青井未帆編『改憲の何が問題か』岩波書店, 191-192 百。

¹⁰ 初川満(2013)『緊急事態の法的コントロール――大震災を例として』信山社,32-34頁。

要件となっていたが、1995年の災害対策基本法改正で、その布告が要件から外された。東日本大震災は「著しく異常かつ激甚な非常災害」(同法28条の2)だが、「災害緊急事態」の布告をするまでもないと判断されて、発災の28分後に、首相を本部長とする「緊急災害対策本部」が設置された。この設置には閣議決定が必要だが、持ち回り閣議の形式で処理された。

問題は「災害緊急事態の布告」をなすべきだったのか、である。この点に関連して、3月16日午後から夜間にかけて官邸や与党に動きがあったが、結局、「災害緊急事態」の布告は行われなかった。 内閣府(防災担当)総括審議官は、その理由として、同法109条列挙の緊急措置が政令をもって行われる現実の必要性が存在しなかったこと、「国会閉会中」ではなかったことの2点を挙げている。

ところで、伊勢湾台風をきっかけに制定された現行の災害対策基本法は、105条以下の「災害緊急事態」について、憲法学者3人を参考人に呼ぶなどして慎重な審議が重ねられたという経緯がある。「災害緊急事態」については、国民の権利制限の問題などについての懸念も含め、議論はかなりの程度整理されていたはずだったが、菅直人内閣はこの布告を不要とした。そのことが、東日本大震災の初動における救助・救難・救援・復旧の活動に全力をあげて取り組む上にどのような影響を与えたのかについては慎重な検討が必要だろう。ただ、この震災対応の複雑さは、福島第一原発で「全交流電源喪失」という事態が発生したことにも起因している。

3月11日15時42分, 東京電力は原子力災害対策特別措置法10条に基づく通報(いわゆる「10条通報」)を行い, その約1時間後に「非常用炉心冷却装置注水不能」という事態について「15条通報」を行った。かくて、午後7時3分, 原災法15条に基づき「原子力緊急事態宣言」が発せられ、同16条に基づき「原子力災害対策本部」が設置された。

その後、「政治主導」にこだわる首相の判断で、20以上の対策本部等が林立し、それぞれ足を引っ張りあう状態が1カ月以上も続いた。図1は、震災直後から2カ月ほどの間の対策本部の状況をわかりやすく示したものである(現在も内閣府のホームページに残されている)。地震・津波と原発事故の「二正面作戦」に対応できるような体制にも態勢にもなっていない。混乱は必至だった。それでも、5月9日の時点で「乱立震災『本部』三つに」整理されたとされている。

阪神大震災の時は、首相権限の強化が盛んに言われたが、東日本大震災では「政治主導」をことさらに押し出した内閣だったために、むしろ逆の問題が多く現出した。改善されるべきは、緊急事態における首相権限の一般的強化ではなく、具体的な調整機能の整理・統合・調整であることをリアルに認識させられることになった。

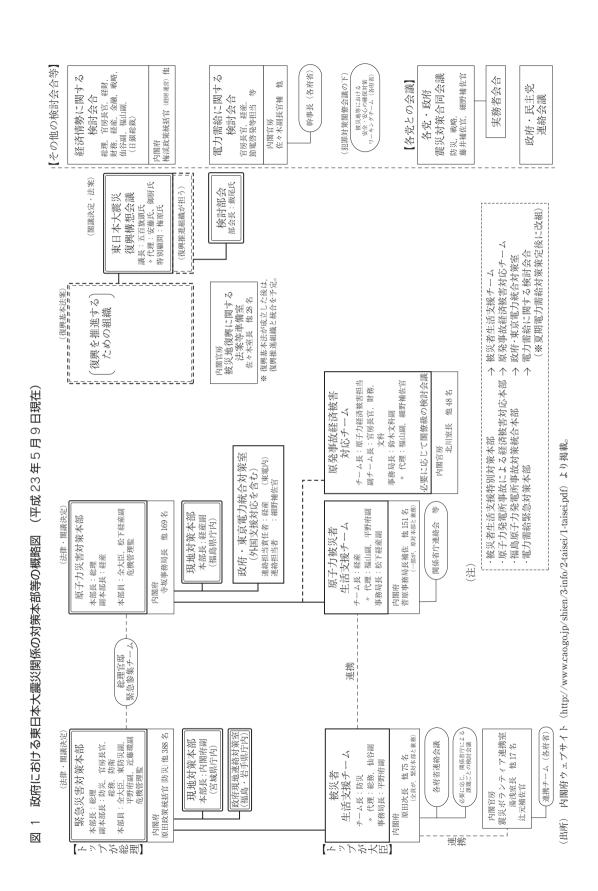
ところで、東日本大震災における対処の仕組みの構築は、法に基づいて整然と行われるというより も、事態の推移に応じ、当該組織の任務や事務配分、権限関係、組織間の有機的な相互関係などの認 識も自覚も不明確なまま、かなり場当たり的に立ち上げられていった。それは、ガダルカナル作戦に

¹¹ 小滝晃 (2013)『東日本大震災緊急災害対策本部の90日』ぎょうせい, 56-57頁。

¹² 防災行政研究会編(2002)『逐条解説 災害対策基本法〔第二次改訂版〕』 ぎょうせい, 10 頁。

^{13 『}朝日新聞』 2011 年 5 月 6 日付夕刊。

¹⁴ 小澤隆一 (2012)「なぜ国会は対応できていないのか」森英樹・白藤博行・愛敬浩二編『3.11 と憲法』日本評論 社,71-75頁,参照。



第5部 復興のための制度と法を考える

おける大本営の愚策である「兵力の逐次投入」のように、災害対策本部・チームが次々に立ち上がり、「たけのこ状態」になった。また、信頼できるアドバイザーを求めて、内閣官房参与の任用が乱発され、官邸5階は参与だらけになった。意思決定も意思の伝達も混乱した。

従来,内閣総理大臣は、組織法上の地位や権限の強さと対照的に、内閣運営上の権限の弱さ(権限に対する認識の不十分さ)が際立っていると指摘されてきた。行政組織法定主義として、「組織編成権」は国会にあり、人事権は各省大臣にあるという仕組みである。英国やドイツ諸国との比較でみても、日本の内閣総理大臣は、組織上の優越は憲法上明確であるが(憲法 67 条、68 条、70 条)、内閣組織の運営上の権限、行政各部に対する権限に脆弱性が含まれている点に特徴がある。内閣総理大臣の「首長」(憲法 66 条 1 項)としての性格から、内閣の運営上も優越的地位にあることが憲法上含意されているという見解も出されている。今回の大震災で、首相の権限に問題があったのか、それとも首相〔特に菅首相だったこと〕の判断に問題があったのかには、慎重な腑分けが必要であろう。憲法改正の議論に飛躍しなくても、現行憲法の枠内での有効な対処の議論は可能だと考えるが、では震災の混乱のなかで、首相権限は実際、どのように行使されていただろうか。

2 「官邸主導」の対処態勢――事故調報告書から診る

検討の素材としては、政府、国会、民間の三つの事故調査委員会の報告書がある。これを比較しながら、「3.11」という緊急事態における意思決定の問題を検討してみたい。

このなかでも、国会の事故調査委員会報告書が注目される。憲法 62 条に基づく国会の国政調査権の理念と現実(運用の実際)という観点から見ると、今回の国会事故調は、両院の全会派による全会一致で設けられたもので、「国会(立法府)の下に設置された、政府からも事業者からも完全に独立した第三者による、憲政史上初の調査委員会である」という高い評価が、責任者(委員長)からも出ているところである。その国会事故調の報告書は、事故対応をどう評価しているだろうか。

「本事故では、原災法に基づき、官邸、政府、地方自治体、原子力事業者(東電)の各当事者が事故対応をしたが、原災法上、その役割分担の詳細が明確に定められていないため、さまざまな混乱が生じた。本来、事故の収束に第一義的な責任を負うのは事業者、具体的には原子力発電所の現場であり、事業者以外の各当事者は、かかる現場を支援すべきである。しかし、今回の事故対応で行われた官邸によるさまざまな介入は、これにより事故対応が改善した等の事情は認められず、現場による事故対応の支障以外の何ものでもなかった。」

官邸による「介入」について、きわめて厳しい評価をしている。この官邸主導による事故対応体制 19 について、さらに国会事故調報告書はいう。

¹⁵ 上田健介(2013)『首相権限と憲法』成文堂, 289-290頁。

¹⁶ 福島第一原発事故関係の各種報告書は、次のサイトから読むことができる。http://jolisfukyu.tokai-sc.jaea.go.jp/ird/sanko/hokokusyo-jp.html

¹⁷ 黒川清(2012) 「民主主義国家の常識と責任――国会事故調は何を目指したのか」『世界』834号、168頁。

¹⁸ 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)(2012)『国会事故調報告書』徳間書店,305-314 頁。

¹⁹ 同上, 289-290頁。

写真 3 自衛隊へリコプターで第一原発に向か う菅直人首相 (2011 年 4 月 12 日)



(出所) 独『シュピーゲル』誌より。

「危機管理センターの中2階の狭いスペースや、官邸5階の総理執務室周辺に限られた人員が集まり、事故対応の方針が決定されていくことになった。菅総理、海江田経産大臣、枝野官房長官等の関係閣僚、総理補佐官・総理秘書官等の官邸幹部スタッフ、保安院の幹部、斑目〔原子力安全〕委員長、武黒フェローをはじめとする東電幹部らが、官僚機構とは事実上分断された状態で、限られたプラント情報等を基に、避難区域の設定をはじめとする事故対策を実質的に決定していった。」

他方、民間事故調の報告書は、官邸が「不

慣れなアクシデント・マネージメント」への関与を深めていった点に着目する。その理由として、①マニュアルの想定不備と官邸側における周知・認識不足、②東電と保安院への官邸の強い不信感、③原子力災害拡大への強い危機感、④菅首相のマネージメント・スタイルの影響、をあげる。

3月12日に突然,首相の電話で呼び出され,内閣官房参与になった東工大同窓生の日比野靖氏(北陸先端科学技術大学院大学副学長)は、当時の官邸の対応をこう総括する。「総理に助言すべき組織が機能せず、当事者意識が欠如していた。組織の都合が優先され、必要な知識をもった人間が役職にいなかった」と。

とりわけ悲惨だったのは、SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)の問題である。これは放射性物質の拡散状況を79時間先まで予測できる仕組みになっていて、文科省の原子力安全技術センターは刻々と情報を得ていた。また、経済産業省の原子力安全・保安院(当時)も独自のSPEEDI予測を行い、緊急時対応センター(ERC)がこれに基づき避難区域案をつくることになっていた。だが、この予測図が官邸に伝えられることはついになかった。実際に放射能は20キロ圏をはるかに越え、北西方向、浪江町や飯舘村の特定地域に高い放射線量地域ができ、その地域の住民やその方向に避難していた人々が被曝した。首相はこの事実を新聞で知り、官房長官や経済産業大臣もSPEEDIについて、震災の9日目まで知らなかったと国会で答弁している。

官邸5階の首相執務室を拠点に行われた「官邸主導型の原発事故対応」について、四つの事故調査 23 委員会の評価はそれぞれ興味深い。東電事故調を除く三つの評価を抽出すると次の通りである。

事故対応の混乱の象徴にされている東電「全面撤退」問題について、国会事故調が一番厳しい。撤

²⁰ 福島原発事故独立検証委員会 (2012)『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』ディスカヴァー・トゥエンティワン、74,99-119頁。

²¹ 木村英昭(2012)『官邸の100時間――検証福島原発事故』岩波書店,278頁。

²² 朝日新聞特別報道部編 (2012) 『プロメテウスの罠――明かされなかった福島原発事故の真実』学研, 63-81 頁。 木村 (2012), 204, 259-264 頁。

²³ 以下の叙述は、「福島第一原発事故と 4 つの事故調査委員会」『調査と情報』756 号 (2012 年) 1-20 頁、参照。 日本科学技術ジャーナリスト会議 (2012)『4 つの「原発事故調」を比較・検証する』水曜社、49-53 頁、も参照。

退問題は「官邸の誤解」と断定し、「官邸の直接介入が、指揮命令系統の混乱、現場の混乱を生じさせた」として、東電内に対策統合本部を設置したことは、東電の「当事者意識や自主性」を喪失させたり、「情報源の偏りに起因する誤った判断を行うリスク」が生じたりした可能性があるとしている。

政府事故調は、撤退問題は「断定できず」とし、また首相が「当事者として現場介入することは現場を混乱させるとともに、重要判断の機会を失し、あるいは重要判断を誤る結果を生むことにもつながりかねず、弊害の方が大きい」としている。

これに対して、民間事故調は、撤退問題は官邸の政治家がそう受け止めたことを重視し、官邸による現場介入は、「15日の撤退拒否と対策統合本部の設置及びその後の対策統合本部を舞台としたアクシデント・マネージメントについては、一定の効果があった」との評価をしている。特に、「撤退拒否」について、「無用な混乱やストレスにより状況を悪化させるリスクを高めていた」としながらも、24 「今回の危機対応における一つのターニングポイント」と診ている。

内閣官房が大規模地震などの事態の初動体制についてマニュアルを作成しているが、首相の対応についての規定はない。なぜか。それは、首相は最高責任者として、マニュアルに定めのない判断が求められるからである。だが、事故直後の官邸には、首相に専門的なアドバイスを行う機関は存在しなかった。本来、役割分担として、原災本部長に対して専門的なアドバイスをするのは、まずは規制行政庁の保安院であったが、「あの時、保安院は消えていた」と原子力安全委員長の斑目春樹氏は言っている。当人も「水素爆発はない」という間違ったアドバイスのために、首相の信頼を完全に失い、実質的にその存在は「消えていた」のだが。

寺田学首相補佐官は、当時の保安院や東電の対応を「小学生の下手くそなサッカー」に例えている 26 が、自分もその「プレイヤー」の一角にいたはずである。

下村健一内閣審議官は、後に「首相がそんな細かいことを聞くというのは、国としてどうなのかと ぞっとした」と語ったとされていたが、その真意は、「そんなことまで一国の総理がやらざるを得な いほど、この事態下で地蔵のように動かない技術系トップたちの有様に……ぞっとした」ということ らしい。菅首相の「異様さ」が当時はクローズアップされたが、むしろ、対応にあたった官邸に根深 い問題があるように思われる。内閣総理大臣への権限集中の問題に関連して、憲法(および法律)が 独任制の機関と合議制の機関をさまざまに配置していることの理論的意味を考える必要があるが、ここで注目したいのは、各種の事故調査委員会報告書が触れなかった問題、すなわち「3・11」のよう なとりわけ緊急性の高い事態に対応するためには、いわゆる「司令塔」が必要であるという指摘であ 28 る。

1979年の米スリーマイル島原発事故では、カーター大統領の命を受けた原子力規制委員会 (NRC) の H. デントン原子炉規制局長が全体の指揮をとり、8日間で収束させた。「3.11」では、本来なら規

²⁴ 福島原発事故独立検証委員会(2012)98頁。

²⁵ 木村 (2012) 42-43 頁。

²⁶ 同104頁。

^{27 『}東京新聞』2013年3月11日付。

²⁸ 日本科学技術ジャーナリスト会議 (2012) 51-53 頁。

制官庁の原子力安全・保安院や内閣府の原子力安全委員会の専門家のなかから「司令塔」が任命されるべきだったが、当時の菅直人首相は自らが「司令塔」になろうとした節がある。後に菅氏は、全体の指揮をとる適任者を事前に決めておくことの必要性を認め、「司令塔を任命しなかった『失敗』こ29 そ認めなかったが、原発事故に対処するには司令塔が必要であることは認めた」という。この点、『国会事故調報告書』の「七つの提言」のうちの「提言 2」のなかで、「政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力ある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する」ことが指摘されている。筆者としても、現行の制度の枠内でも可能な緊急対応の制度設計について検討の必要性を感ずるところである。いずれにしても、緊急事態における意思決定とその権限分配の問題において、「3.11」の経験は理論的にも実践的にも多くの教訓を残したと言えよう。

4 意思決定の責任問題

1 評価機関・評価の多層性

U. ベックは、「フクシマでは安全神話も燃え尽きた(verglüht)」というタイトルの評論のなかで、「18世紀以来、勝利の道を歩んだ『保証された生活』の神話……フクシマの事件に因って、その技術的合理性の安全神話は砕け散っている」と指摘しつつ、「小さなリスクは詳細に規制するものの……巨大な危険は受忍できる『残存リスク』として法的に公認し、あらゆる者に強いる、そういう法システム」を問題にする。そして、「一体、誰が残存リスクを定義するのか」「誰が原子力産業の監督者を監督するのか」という問題を提起する。それは、ベックにとっては、原子力産業の危機であるだけでない。今日のリスク社会では正統な政治が唯一の決定者ではなくなっているため、「民主的に正統化される政治の優位が回復されるべき責任の危機でもある」という点に注目したい。

「3.11」を体験した今となっては、最大の原発推進派である経済産業省の下に原子力安全・保安院が存在したということ自体が、ベックのいう「誰が原子力産業の監督者を監督するのか」という問題を浮き彫りにしていると言えよう。実は、前述したような原発事故に関して、国会、内閣、民間、東電の調査機関がいわば乱立したことをどう評価するかという問題がある。他方、評価主体を一元化することによって生ずる問題もある。例えば、「特別調査会の設置に関する法律」を制定して、そこに対策本部の意思決定の事後的評価をもっぱら行う調査会の設置条項を入れるというのも一案である。しかし、政府の責任追及という、多様性が求められるものをかえって限定してしまうというマイナスの影響も想定されうる。また、包括的権限委任を認める代わりに、事態終了後(もしくは進行中)に、政権担当者の広範な責任追及を可能にする制度設計も考えられる。多層的に、合議による意思決定による対処を志向することによって、事後の責任の所在がかえって曖昧になっていくという面もあって、当事者が多すぎるゆえの評価の困難さの問題は無視できない。「国会事故調報告書」の「提言7」には、「国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関とし

²⁹ 同53頁。

³⁰ 国会事故調 (2012) 19 頁。

³¹ Beck, U. (2011) "In Fukushima ist auch der Sicherheitsmythos verglüht," FOCUS, Nr. 13 vom 28. 3.

る32 て『原子力臨時調査委員会〈仮称〉』を設置する」としている点は一つの方向と言えよう。

2 意思決定過程の記録

東日本大震災においては、原子力災害対策本部をはじめ、15の会議体のうち10で議事録が未作成だった。この事実が2012年1月に判明したが、この点について、国会事故調報告書は次のように指摘している。

「公文書等の管理に関する法律では、公文書の作成・管理については規定しているが、議事録や議事概要については具体的な記述はない。……事故の対応における重要な意思決定は、官邸5階で行われた。官邸の意思決定についてどのような範囲で記録にとどめるかはさまざまな議論があり得るが、少なくとも、大規模災害等においては、将来の参考にするために意思決定の過程を記録に残すことを検討すべきである。内閣府公文書管理委員会は、この点を踏まえ、『歴史的緊急事態に対応する会議等の議事内容の記録の作成、事後作成の場合の方法・期限……記録の作成の責任体制、記録の作成も含めた訓練等を行うことを明確化する等の措置を講ずるべきである』。

ところで、震災対応のなかでの議事録未作成には、少なくとも二つの事情が働いていたようである。 当時の官房長官などの説明によると、一つは議事録をとると自由な議論や意見交換の障害になるということ、もう一つは危機対応の業務遂行には議事録はなじまないということである。公文書管理委員会は東日本大震災のような「歴史的緊急事態」に対応する諸会議の議事録作成について、「より積極的な議事内容の記録の作成を行うことが望ましかった」としている。「非常時においても平時と変わらぬ仕方で、それどころか、大非常時にあっては平時以上に『積極的』に記録の作成が求められる」所以である。まさに「非常のアーカイヴズ」である。

責任の所在や責任のありようを論ずる上で、議事録の作成は重要である。このアーカイヴズという 視点は、大震災のなかでとられた意思決定の問題を考え、今後に活かしていく上で有益な視点を提示 していると言えよう。

なお、災害対処法制と関連して、「有事法制における国民保護」の問題があるが、これは「防空法から防災法へ」の観点から別に論じたので、ここでは立ち入らない。

³² 国会事故調 (2012) 21 頁。

³³ 同 234 頁。

³⁴ 蟻川恒正 (2013)「決定-アーカイヴズ-責任」『危機の憲法学』63-84 頁,参照。

³⁵ 蟻川・同上。

³⁶ 水島朝穂・大前治 (2014),『検証防空法――空襲下で禁じられた避難』法律文化社,参照。また、筆者とは観点 は異なるが、浜谷英博・松浦一夫 (2012)『災害と住民保護』三和書籍、も有益である。ドイツにおける大規模災 害防護システムの特徴と問題点については、vgl. Walus, A. (2012) *Katastrophenorganisationsrecht: Prinzipien der* rechtlichen Organisation des Katastrophenschutzes; ders. (Fn. 8).

むすびにかえて――「次なるカタストローフェ」に向けての課題

「3.11」から引き出されるべき教訓は何か。首都直下型地震、東海・東南海・南海地震、それらに 伴う巨大津波、火山噴火、今年になって気象庁が新たに使いはじめた「これまでに経験したことのな いような」という修飾語をつけた豪雨、暴風雨、豪雪、竜巻など、自然災害(天災)に対応する体制 や態勢が十分ではない。これらの自然災害が未だ収束しないフクイチ(福島第一原発)を襲わないと いう保証はない。「次なるカタストローフェ」に向けての課題を、さしあたり3点指摘しておきたい。 第一に、日本国憲法の国家緊急権に対する「沈黙」の意味の再確認である。「完黙」(完全黙秘) と 理解され、緊急事態に対応できない「不備」や「欠陥」を指摘され、憲法改正の議論に即連動させる 向きもあるが、ここで指摘したいことは、地震国日本の憲法であり、毎年のように台風がくる国の憲 法だということである。稼働させようとする原発がその上になお多数存在する「原発国家」でもある。 再び大地震が起きたとき、同じ誤りを繰り返すのか。憲法9条との関係で戦争・武力行使の方向に対 しては固く閉じられているが、「地震国の憲法」として、住民の生命・財産を守るため、大災害時に 必要な権限の臨時的集中の仕組みについては、人権の尊重、議会制民主主義、地方自治などの観点か ら、厳格な要件のもとで開かれていると考えられる。震災の年の11月に衆参両院で憲法審査会が発足 したが、委員からは、復旧や復興に向けたアイデアや智恵を出すことよりも、もっぱら憲法に緊急事 態条項を導入すべしという発言が熱心に行われた。N. クラインに例えて言えば、「震災便乗型改憲」 にほかならない。

第二に、災害対策基本法を含め、法律レヴェルの整理・統合の必要性である。震災後に首相権限の強化や「強い政府」が語られたが、「3.11」後の初動対応の惨状、いわば「執政府の執政不能状態」を目の当たりにしたとき、その執政不能が単に政治的決定主体たる政治家の側の問題だけでなく、技術的執行主体たる行政官・官僚の側における欠損にも原因があり、さらに現代社会の複雑な私的アクターの事情にも大きく規定されている点に着目すべきだろう。そうすれば、問題の解決はより多角的、多面的、多層的でなければならない。

最低限,現行の災害対策法制の問題点と課題を洗い出し,憲法に適合的な方向で見直すことが求められている。その際,例えば災害対策基本法71条の従事命令に,より強力なものを組み込むような議論には慎重な態度が必要だろう。

第三に、国会の機能の強化である。「3.11」の初動から国会では与野党の対立で復旧・復興に遅延が生じた。その点で、大震災直後に、谷垣禎一自民党総裁が、菅首相による大連立の打診を断ったことについて、「(菅氏と) もっと知り合っておけばよかった」と悔いを語ったことを後に明かした。当

³⁷ 水島 (2012) 84 頁。

³⁸ ナオミ・クライン (幾島幸子他訳) (2011) 『ショック・ドクトリン――惨事便乗型資本主義の正体を暴く』上・下、岩波書店。

³⁹ 石川健治 (2012)「危機の政府/政府の危機」駒村圭吾・中島徹編『3・11 で考える日本社会と国家の現在』日本評論社, 116 頁。

^{40 『}毎日新聞』2013年10月9日付。

時の与野党対立が対応を遅らせたことの批判を踏まえた発言である。緊急時には、単なる対立ではなく緊張関係を保ちつつも(連立はともかく)連携する国会の復権が求められよう。

憲法 54 条 2 項但し書の緊急集会の趣旨も,あくまでも国会が関与し続けることの最終的保証である。緊急事態における「事後の熟議」の大切さを感じさせる。その点で,衆参両院の全会一致で発足した国会事故調査委員会は,憲政史上初めての国政調査権をもつ独立組織だったわけで,その組織が膨大な報告書を発表し,原発事故の根本原因を「人災」と断定し,七つの提言を行ったことは重要である。

なお、国会閉会、閉会中審査(国会法 47条 2 項)の制度がある。「常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件……について、閉会中もなお、これを審査することができる」である。汚染水問題で経済産業委員会の閉会中審査が行われたのは 2014 年 9 月になってからだった。しかも短時間だった。今後、委員会を軸に国会の関与できる、国会の関与すべき領域を拡大すべきだろう。

(組織名や肩書等はすべて当時のまま)

付記 本稿は、日本公法学会第78回総会(2013年10月12日、立命館大学)における総会報告(日本公法学会編(2014)『公法研究』76号、有斐閣、1-21頁)に、若干の修正を加えたものである。

"The Distribution of Power and Decision Making in a State of Emergency: Focusing on the Management of a Large-Scale Disaster"

By Asaho Mizushima

Keyword: constitutional law, emergency, disaster, control, decision making, parliament, cabinet

⁴¹ 愛敬 (2013) 202-203 頁。

監修者・編集者紹介

監修者 鎌 田 薫 早稲田大学総長

編集委員 深澤 良彰 理工学術院教授 (編集委員長)

(50 音順) 内 田 直 スポーツ科学学術院教授

浦野 正樹 文学学術院教授

佐々木 宏夫 商学学術院教授 柴山 知也 理工学術院教授

須網 隆夫 法学学術院教授

須賀 晃一 政治経済学術院教授

早 田 宰 社会科学総合学術院教授

武 理工学術院教授 中 川

根ヶ山 光一 人間科学学術院教授

本田 恵子 教育・総合科学学術院教授

松 岡 俊二 国際学術院教授

震災後に考える (抜刷版)

東日本大震災と向きあう92の分析と提言

2015年3月1日 初版第1刷 印刷 2015年3月11日 初版第1刷 発行

監修者 鎌田 薫

編者 早稲田大学·震災復興研究論集編集委員会

発行者 島田陽一

発行所 株式会社 早稲田大学出版部

169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-12

電話 03-3203-1551

http://www.waseda-up.co.jp

印刷: 大日本法令印刷株式会社 製本

笠井亞子 装丁

©2015 Waseda University Printed in Japan

ISBN 978-4-657-15003-5

無断転載を禁じます。落丁・乱丁本はお取り替えいたします。